

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤続期間の計算) 第七条 (略) 2―4 (略) 5 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 職員以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。次条第二号において「勤務日数」という。）が十八日（一月間の日数（広島県の休日）を定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。次条第二号において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの（地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）に相当するもの</p> <p>二 (略)</p> <p>6―8 (略)</p> <p>(勤続期間の計算の特例) 第七条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職員以外の地方公務員のうち勤務日数が</p>	<p>(勤続期間の計算) 第七条 (略) 2―4 (略) 5 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 職員以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。次条第二号において同じ。）が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの（地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）に相当するもの</p> <p>二 (略)</p> <p>6―8 (略)</p> <p>(勤続期間の計算の特例) 第七条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職員以外の地方公務員のうち職員につい</p>

職員みなし日数以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの者（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）から引き続いて職員となつたもの又は国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの月から引き続いて職員となつたもので、通算して十二月を超える期間勤務したものの職員となる前のその者の当該引き続いて勤務した期間

て定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの者（地方公務員法第十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）から引き続いて職員となつたもの又は国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの月から引き続いて職員となつたもので、通算して十二月を超える期間勤務したものの職員となる前のその者の当該引き続いて勤務した期間

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第十三条 職員（改正後退職手当条例第二条に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。次項及び第四項において「勤務日数」という。）が十八日（一月間の日数（広島県の休日を含める）（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。次項及び第四項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）に相当するものが引き続いて職員となつた場合には、改正後退職手当条例第七条第五項の規定にかかわらず、当分の間、その者を同項第一号の二に規定する者とみなし</p>	<p>附則</p> <p>第十三条 職員（改正後退職手当条例第二条に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。次項及び第四項において同じ。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）に相当するものが引き続いて職員となつた場合には、改正後退職手当条例第七条第五項の規定にかかわらず、当分の間、その者を同項第一号の二に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。</p>

て、同項の規定を適用する。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者であつて、勤務日数が職員みなし日数以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに相当するものが引き続き職員となつた場合について準用する。この場合において、前項中「同項第一号の二」とあるのは「同項第二号」とする。

3 (略)

4 職員以外の地方公務員のうち勤務日数が職員みなし日数以上ある月が引き続いて六月を超えるに至るまでの者（地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）から引き続き職員となつたもの又は国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が引き続き六月を超えるに至るまでのものから引き続き職員となつたもので、通算して六月を超える期間勤務したものであるについては、改正後退職手当条例第七条の二の規定にかかわらず、当分の間、その者を同条第二号に規定する者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第二号中「十二月」とあるのは、「六月」とする。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者であつて、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに相当するものが引き続き職員となつた場合について準用する。この場合において、前項中「同項第一号の二」とあるのは「同項第二号」とする。

3 (略)

4 職員以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至るまでの者（地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）から引き続き職員となつたもの又は国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至るまでのものから引き続き職員となつたもので、通算して六月を超える期間勤務したものであるについては、改正後退職手当条例第七条の二の規定にかかわらず、当分の間、その者を同条第二号に規定する者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第二号中「十二月」とあるのは、「六月」とする。

(経過措置)

第三条 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第七条第五項及び第七条の二の規定並びにこの条例による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十三条第一項、第二項及び第四項の規定は、令和五年四月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。